

三重県警察本部訓令第24号

警察本部

警察学校

警察署

三重県警察の保護取扱に関する訓令を次のように定める。

平成17年12月27日

三重県警察本部長 木岡 保雅

三重県警察の保護取扱に関する訓令

改正 平19県本部訓令第7号、平22第8号、平26第6号、平27第14号、令2第13号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 保護（第4条—第16条）

第3章 保護室（第17条・第18条）

第4章 許可状の請求等（第19条—第21条）

第5章 雜則（第22条—第25条）

附則

第1章 総則

（この訓令の趣旨）

第1条 この訓令は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）

第3条及び酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。）第3条の規定に基づく保護（以下「保護」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第39条の規定による精神障害者の身柄の措置等を適正に行うため、保護等の手続、方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

（保護についての心構え）

第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、その発見し、又は届出のあった者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護に当たっては、誠意をもってを行い、個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意を払うものとする。

（保護の責任）

第3条 警察署長（以下「署長」という。）は、保護について、全般の指揮監督に当たり、その責に任ずるものとする。

2 警察署の保護を主管する課長（以下「保護主任者」という。）は、署長を補佐し、所要の警

察官を指揮して、保護室その他の施設への収容、家族、知人その他の関係者（以下「家族等」という。）への引渡し、関係機関への引継ぎ等保護の全般について、直接その責に任ずるものとする。

- 3 保護主任者が退庁した場合その他不在の場合においては、当直責任者又は署長の指定した者が保護主任者に代わってその職務を行うものとする。

第2章 保護

（保護の着手）

第4条 警察官は、保護を要する者を発見した場合又は届出のあった者が保護を要する者であると認めた場合においては、取りあえず必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の措置をとった場合において、その者の家族等への手配等の措置を必要と認めるときは、警察官は、直ちに保護主任者に報告し、その指揮を受けなければならない。

（保護カード）

第5条 警察官は、前条第1項の措置を講じた場合は、速やかに保護カード（様式第1号）に所要事項を記載し、保護主任者に提出しなければならない。

（保護の場所についての指示等）

第6条 保護主任者は、第4条第2項の報告を受けたときは、保護された者（以下「被保護者」という。）の年齢、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所を基準として、被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示する等保護のため必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 精神錯乱者 保護室又は最寄りの精神科病院
- (2) 泥酔者又は酩酊者 保護室
- (3) 迷い人 交番又は駐在所（最寄りに保護室がある場合又は家族等が迷い人を引き取るのに長時間を要すると認められる場合にあっては保護室）
- (4) 病又は負傷者 最寄りの病院その他の医療施設（病状又は負傷の程度から判断して医療施設に収容する必要がないと認められる場合にあっては保護室）
- (5) 前各号に掲げる者以外の被保護者 保護室

- 2 警察官は、保護に着手した場所から前項の保護の場所まで被保護者を同行する場合においては、人目につかないようにするなど被保護者の不利とならないように配意しなければならない。

（保護室に関する特別措置）

第7条 署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合においては、警察署内の宿直室、休憩室等被保護者を収容するのに適當と認められる施設を保護室に代用するものとする。

（被保護者の監護）

第8条 保護主任者は、被保護者を保護室等に収容した場合には、被保護者の数、状況等を総合的に判断して、所要の警察官を指定して監護に当たらせなければならない。

2 前項の場合において、監護に当たる警察官（以下「監護者」という。）は、保護監護勤務記録簿（様式第2号）を作成し、監護の状況及び被保護者の動静を明らかにしておかなければならない。

3 監護者が交代する場合には、被保護者の動静等取扱い上注意すべき事項を確実に引き継がなければならない。

（監護の方法等）

第9条 監護の種類は次のとおりとする。

（1）巡回監護 監護者が保護室等を適時巡回し、被保護者の動静を監護する方法をいう。

（2）対面監護 監護者が保護室等の外から直接被保護者を監護する方法をいう。

2 保護主任者は、保護室に被保護者を収容したときは、監護者をして、30分に1回以上巡回監護させなければならない。ただし、被保護者が警職法第3条第1項第1号に該当する場合は、対面監護させるものとする。

3 保護室以外の場所で保護する場合には、原則として対面監護とする。

（被保護者の住所等の確認措置）

第10条 被保護者の家族等に通知してその引取方について必要な手配をしようとするに当たり、被保護者がその住所又は居所及び氏名を申し立てることができないか、又は申し立てても確認することができない場合であって、他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り、警察官が、保護主任者の指揮を受けた上、第6条第1項の保護の場所において、立会人を置き、必要な限度で、被保護者の所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置をとることができる。

（事故の防止）

第11条 警察官は、保護に当たっては被保護者が負傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意しなければならない。

（被保護者の行動の抑止等）

第12条 警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項に規定する被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にある場合において、その危害を防止し、適切にその者を保護するため他に方法がないと認められるときは、保護主任者の指揮を受けて、真にやむを得ないと認められる限度で、被保護者の行動を抑止するための手段をとることができる。ただし、緊急を要し、保護主任者の指揮を受けるいとまがないときは、事後速やかに保護主任者に報告しなければならない。

2 前項の手段として、保護バンドを使用するときは、保護バンド使用指揮簿（様式第3号）により事前に署長の指揮を受けるとともに、使用結果を報告しなければならない。

3 保護バンドに係る取扱要領は、別に定める。

（危険物等の保管）

第13条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害

を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持している場合において、第11条の事故を防止するため、やむを得ないと認められるときは、そのやむを得ないと認められる限度で、当該危険物を保管するものとする。この場合において、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、その承諾を得て行うものとする。

- 2 警察官は、被保護者に所持させておいては紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品について、前項の規定に準じて努めて保管するようにするものとする。
- 3 前2項の措置は、緊急を要し、保護主任者の指揮を受けるいとまがないと認められる場合を除き、第6条第1項の保護の場所において、立会人を置いて行うものとする。
- 4 第1項又は第2項の規定により保管した危険物又は貴重品は、その品名、数量及び保管者を保護カードに記載してその取扱状況を明確にしておき、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者を家族等に引き取らせる場合又は保護を解く場合においては、その引取人又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては当該関係機関に引き継ぐものとする。

（保護室の掛けがね等の使用）

第14条 警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項に規定する被保護者を保護室において保護する場合において、当該被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にあり、真にやむを得ないと認められるときは、警察官が保護主任者の指揮を受けた上、被保護者が保護室を離れないよう、掛けがね等を使用することができる。

（異常を発見した場合の措置）

第15条 警察官は、被保護者について異常を発見した場合においては、応急の措置を講ずるとともに、直ちにその状況を保護主任者を経て署長に報告するものとする。

- 2 前項の場合において、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項に規定する被保護者が保護の場所を離れ、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合であるときは、署長は、これを発見してなお保護を要する状態にないかどうかを確認する措置をとるものとする。警職法第3条第1項第2号の被保護者がほしいままに保護の場所を離れた場合であって、合理的に判断して、正常な判断能力を欠き、なお保護を要する状態にあると認められるときも、また同様とする。
- 3 第1項の場合において、被保護者について死亡その他重大な事故が発生した場合であるときは、署長はその状況を直ちに警察本部長に報告するとともに、被保護者の家族等の氏名及び住所又は居所が判明しているときは、その者にも併せて通知するものとする。

（関係機関への引継ぎ）

第16条 保護主任者は、引き渡すべき被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、署長の指揮を受けた上、次の各号に定めるところにより、措置するものとする。

- (1) 被保護者が病人、負傷者等である場合には、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項、第2項又は第6項の規定による保護の実施機関たる県知事若しくは市町の長又はその委任を受けた者に引き継ぐこと。
- (2) 被保護者が児童福祉法にいう児童である場合には、前号に掲げる場合であっても、同法第25条の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告して引き継ぐこと。

第3章 保護室

(保護室の設置等)

第17条 警察署には、被保護者の数、状況等を勘案して、所要の保護室を設置するものとする。

2 保護室の設置に当たっては、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 留置施設と別個に設けること。
- (2) 1室の面積は、おおむね7.5平方メートル以上とすること。
- (3) 道路その他外部から見通すことができない構造とすること。
- (4) 通風、換気、採光等に留意した構造とすること。
- (5) 扉、窓その他の設備は、被保護者に威圧感を与えるおそれのないものとすること。

3 保護室には、被保護者の応急手当に必要な医療品を常備しておくものとする。

(保護室の保守点検)

第18条 保護主任者は、毎月1回、保護室の内外、寝具等を点検し、その状況を保護室保守点検簿（様式第4号）により署長に報告しなければならない。

第4章 許可状の請求等

(許可状の請求)

第19条 24時間を超えて引き続き被保護者を保護する必要がある場合における警職法第3条第3項ただし書の規定による許可状の請求は、保護主任者が署長の指揮を受けた上、保護期間延長許可請求書（様式第5号）により行うものとする。

(簡易裁判所への通報)

第20条 警職法第3条第5項又は酩酊者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知は、毎週金曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までの間における保護について、保護取扱通知書（様式第6号）により署長が行うものとする。

(保健所長への通知)

第21条 精神保健福祉法第23条又は酩酊者規制法第7条の規定による保健所長への通報はその都度、保護通報書（様式第7号）により署長が行うものとする。

第5章 雜則

(被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置)

第22条 警察官は、被保護者が少年であって、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第5号の非行少年又は同条第6号の不良行為少年であることが明らかとなつた場合においては、当該少年について、同規則の定めるところにより、補導を行うものと

する。

- 2 警察官は、被保護者が保護者に監護させることが不適当と認められる児童であることが明らかとなった場合においては、児童福祉法第25条の規定により福祉事務所又は児童相談所に通告するものとする。
- 3 警察官は、被保護者が売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項の要保護女子であることが明らかとなった場合においては、当該被保護者が少年であって、第16条又は前2項の規定により関係機関に送致し、又は通告する措置をとった場合を除き、最寄りの女性相談所又は女性相談員に通知するものとする。この場合においては、女性相談所の一時保護施設その他適当な施設への収容について配意するものとする。

（被保護者と犯罪の捜査等）

第23条 被保護者が罪を犯した者であること、又は少年警察活動規則第2条第3号の触法少年若しくは同条第4号のぐ犯少年であることが判明するに至った場合においても、なお保護をする状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調べ又は調査をしないものとする。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなった場合においても、また同様とする。

（児童の一時保護等）

第24条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間であるため又は同行し、若しくは引致すべき場所が遠隔である等の理由によりやむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の児童その他同行し又は引致すべき者を保護室等に一時収容するものとする。

- (1) 児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合
- (2) 少年法（昭和23年法律第168号）第13条第2項（同法第26条第5項において準用する場合を含む。）の規定により同行状を執行する場合
- (3) 少年法第26条第1項の規定により家庭裁判所の決定を執行する場合
- (4) 少年院法（平成26年法律第58号）第89条の規定により、同条第1項各号のいずれかに該当する在院者を連れ戻す場合
- (5) 少年院法第90条の規定により、同条第4項の在院者を連れ戻す場合
- (6) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第78条の規定により、同条第1項に該当する在所者を連れ戻す場合
- (7) 少年鑑別所法第79条の規定により、同条第4項の在所者を連れ戻す場合
- (8) 更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第6項の規定により、引致状により引致を行う場合
- (9) 売春防止法第22条第3項（同法第27条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、収容状を執行する場合
- (10) 婦人補導院法（昭和33年法律第17号）第16条の規定により婦人補導院から逃走した者を連れ戻す場合

2 前項の場合においては、第3条、第5条、第8条、第9条及び第11条から第15条までの規定を準用するものとする。

(報告)

第25条 署長は、毎月間の保護の状況を翌月7日までに、保護取扱状況報告書（様式第8号）により、警察本部長に報告しなければならない。

附 則

1 この訓令は、平成18年1月16日から施行する。

2 保護取扱要綱（昭和35年三重県警察本部訓令第29号）は、廃止する。

附 則 [平成19年2月28日 三重県警察本部訓令第7号]

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 [平成22年4月1日 三重県警察本部訓令第8号]

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 [平成26年6月20日 三重県警察本部訓令第6号]

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 [平成27年3月16日 三重県警察本部訓令第14号]

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第22条第3項の改正規定は平成27年4月1日から、第24条及び様式第1号の改正規定は少年院法の施行の日から施行する。

附 則 [令和2年12月25日 三重県警察本部訓令第13号]

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

署長	副署長	保護主任者(当直司令)	係長

保 護 力 一 ド

保 護 区 分		1 精神錯乱者 2 泥酔者 3 酗釈者 4 迷い子(人) 5 病 6 負傷者 7 自殺企図者 8 行方不明者 9 浮浪者 10 児童の一時保護 11 その他()			
被 保 護 者	本籍				
	住所				
	氏名	職業			
生年月日	年月日(歳)	性別	男	女	
保護着手日時	年月日()	午前・後	時	分	
保護着手場所					
保護着手者	課 係 階級・氏名				
保護着手の端緒	1 警察官発見 2 一般人等からの連絡 3 被保護者の家族又は知人から の連絡 4 保護関係機関からの連絡 5 本人からの願出 6 行方不明者届によって 7 その他()				
保護の法的根拠	1 警職法第3条第1項第1号及び第2号 2 酗釈者規制法第3条第1項 3 少年法 □第13条第2項 □第26条第1項 □第26条第5項 4 少年院法 □第89条 □第90条 5 少年鑑別所法 □第78条 □第79条 6 売春防止法 □第22条第3項 □第27条第6項 7 児童福祉法第33条 8 婦人補導院法第16条 9 精神保健福祉法第39条第2項 10 更生保護法第63条第6項 11 その他()				
保護着手の状況 及び保護を必要 と認めた理由					
保護の期間	自 年 月 日 午 時 分	至 年 月 日 午 時 分	日	時間	
家族等への通知	年 月 日 午 時 分 通知先 (本人との関係) (呼出方法)				
保護の場所	1 保護室 2 その他()				

(裏)

簡易裁判所への通知		年 月 日 () 午前・後 時 分							
他機関への通知		年 月 日 () 午前・後 時 分							
保護期間の延長	延長理由								
	許可状発付 裁判官	簡易裁判所 裁判官							
	延長期間	自 年 月 日午前・後 時 分	至 年 月 日午前・後 時 分	日	時間				
給与	月 日	・	・	・	・	・	・		
	給食	朝	円	円	円	円	円	円	
		昼	円	円	円	円	円	円	
		夜	円	円	円	円	円	円	
医療	円	円	円	円	円	円			
保管物品		預り欄			返還欄				
	物品名	員数 (金額)	預入 月日	預入者	保管者	返還 月日	受領者	預入者と の関係	返還者
	立会者氏名				保管者氏名				
身体衣服の損傷状況	病状及び外傷 衣服の損傷等 の部位程度の 概要								
	同上に対する 処置								
備考									
身柄引取(引継)書 警察署長 殿 年 月 日 被保護者									
上記の者、御署に 引取(引継)者住所		されていたところ、本日私が責任をもって引取り(引継)ました。							
続柄、職業、氏名									

様式第2号

署長	副署長	保護主任者 (当直司令)	係長

保 護 監 護 勤 務 記 錄 簿

年 月 日 (曜日) 天候										監護者	階級	氏名	監護時間	監護方法											
被保護者	保護の種類	氏 名 (年齢)			保 護 の 場 所	監護開始日時			自 時 分		□ 巡回監護														
					<input type="checkbox"/> 保護室 <input type="checkbox"/> その他 ()	月 日 () 時 分 月 日 () 時 分			至 時 分		<input type="checkbox"/> 対面監護														
					<input type="checkbox"/> 保護室 <input type="checkbox"/> その他 ()	月 日 () 時 分 月 日 () 時 分			自 時 分		□ 巡回監護														
指示事項 注意										引継事項															
監護	時 間	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6
	巡 視																								
	巡回監護																								
対面監護																									
備考																									

様式第2号（続）

被 保 護 者 の 動 静	時　間	監　護　者	監　護　方　法	被　保　護　者	被　保　護　者　の　動　静
	時　分		<input type="checkbox"/> 巡回監護 <input type="checkbox"/> 対面監護		
	時　分		<input type="checkbox"/> 巡回監護 <input type="checkbox"/> 対面監護		
	時　分		<input type="checkbox"/> 巡回監護 <input type="checkbox"/> 対面監護		
	時　分		<input type="checkbox"/> 巡回監護 <input type="checkbox"/> 対面監護		
	時　分		<input type="checkbox"/> 巡回監護 <input type="checkbox"/> 対面監護		
	時　分		<input type="checkbox"/> 巡回監護 <input type="checkbox"/> 対面監護		

○ 巡回監護、対面監護とも、特異な動静が認められた場合に記載すること。

様式第3号

署長	副署長	保護主任者(当直司令)	係長

保護バンド使用指揮簿

指揮伺日時	年月日()午前・後 時分			
指揮伺者	課 係 階級・氏名			
被保護者	本籍			
	住所			
	氏名	職業		
	生年月日	年月日	(歳)	性別
必要と認めた理由				

署長	副署長	保護主任者(当直司令)	係長	
保護バンド使用時間		自 年月日()午前・後 時分 (分間) 至 年月日()午前・後 時分		
保護バンド使用者		課 係 階級・氏名		
立会人				
保護バンド使用中の被保護者の状況				
保護バンド使用後の被保護者の状況				
備考				

保護室保守点検簿

署長	副署長	保護主任者	係長	点検実施者 課 階級・氏名
実施日時		年月日午前・後時分		
点検項目		点検結果 (異常の有無)	破損等の状況	
保 護 室	外壁	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	扉	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	施錠設備 (掛けがね等)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	内壁	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	床	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	天井	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	照明装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	監視席	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
寝 具 等	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	敷き布団シーツ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	掛け布団シーツ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	枕カバー	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	毛布カバー	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
改善状況				
備考				

様式第5号

			年 月 日
簡易裁判所裁判官 殿			
警 察 署 官 職			
保護期間延長許可請求書			
下記被保護者に対する保護期間延長の許可状発付につき警察官職務執行法第3条第4項により請求します。			
被保護者	住 所		
	職 業		
	氏 名 年 齢		
保 護 着 手 年 月 日 時	年 月 日 () 午前・後 時 分		
保 護 の 理 由			
保 護 の 場 所			
保護期間延長を 必要とする理由			
引き継ぎ保護 を要する期間	年 月 日 () 午前・後 時 分から		
	年 月 日 () 午前・後 時 分まで		
備 考			

様式第6号

発 第 号
年 月 日

簡易裁判所 御 中

警 察 署 長

保 護 取 扱 通 知 書

警察官職務執行法第3条第5項又は酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第3条第4項の規定により次のとおり通知します。

年 月 日から 年 月 日までの間

被保護者の住所 職業、氏名、年齢	保 護 の 由 理	保 護 の 法的根拠	保 護 の 年 月 日 時	引 渡 し 年 月 日 時	引渡し先

様式第7号

発 第 号
年 月 日

保健所長 殿

警察署長

保 護 通 報 書

次の者は、精神障害者、アルコール慢性中毒者又はその疑いのある者と認められるので、

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条
 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第7条

の規定により通報します。

被保護者	本籍				
	住所				
	職業				
	氏名			性別	男女
	生年月日	年 月 日 (歳)			
保護の年月日	年 月 日				
被保護者が精神障害者 又はアルコール慢性中毒者と認められる理由					
保護義務者	住所				
	続柄				
	氏名		電話番号		
備考					

保護取扱状況報告書(月)

(警察署)

保護区分 措置区分	年齢別・男女別内訳																		全警察官による保護人員合計	保護状況(全警察官による保護人員合計)					延長	通報者数		
	14歳未満		14歳以上 16歳未満		16歳以上 18歳未満		18歳以上 20歳未満		20歳以上 30歳未満		30歳以上 40歳未満		40歳以上 50歳未満		50歳以上 65歳未満		65歳以上			身柄の措置								
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		家族・親族・ 知人・その他の 関係者	適正な公衆保健又は 公共福祉のための機 関	公の機関(保健所以外) (市町村長・精神科病 院・福祉事務所・児童相 談所等)	解除					
警職法	精神錯乱者																											
	泥酔者																											
	迷い子																											
	病人																											
	負傷者																											
	行方不明者																											
	その他																											
	計																											
酩規法	酩酊者(保護・制止件数)																											
	立入件数	親族等の要請																										
		警察官の独自判断																										
精神保健福祉法(精神科病院無断退去者)																												
その他(児童福祉法等)																												
合計																												

警職法第3条第5項または、酩酊者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知(毎週金曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までの間における保護について通知するもの)	月 日～月 日分	発出日	通知人数

人数計